

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月 23日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20730048

研究課題名（和文） 刑事手続における要証事実の実証的・理論的研究

研究課題名（英文） Theoretical and Empirical Research on Criminal Proof

研究代表者

豊崎 七絵（TOYOSAKI NANAE）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：50282091

研究成果の概要（和文）：

本研究は、刑事手続における要証事実の一つである間接事実の意義を解明するものである。すなわち主要事実を直接推認させる間接事実——第一次間接事実——は、それが合理的疑いを容れない程に証明されて初めて、主要事実に対するその推認力が考慮される。これは、合理的疑いを容れない程に証明された第一次間接事実だけが、主要事実を認定するための総合評価に参加できることを意味する。これは、推認の飛躍による誤判を防止しうる方策である。

研究成果の概要（英文）：

This study analyzes the meaning of evidential fact at criminal proof. A fact from which ultimate fact is inferred directly will be called the first evidential fact. At least the prosecution is obliged to prove the first evidential fact beyond reasonable doubt if he wants fact-finder to infer ultimate fact from the first evidential fact. This means that only the first evidential fact which is proved beyond reasonable doubt can participate in the overall estimation for inferring ultimate fact. This method can prevent leap in inference which threatens to convict the innocent.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事訴訟、刑事手続、事実認定、情況証拠、間接証拠、間接事実、補助事実、要証事実、総合評価、裁判員裁判、公判前整理手続

## 1. 研究開始当初の背景

1980年代に入り、自白の信用性評価について、その変遷や客観的事実の裏付けの検討を重視する裁判例や裁判実務家による注意則研究が一つの明確な流れとなった。90年代には学界においても事実認定への理論的関

心が高まった。かかる状況において報告者は、事実認定の可視化・客観化を心証形成の主体たる裁判官に委ねるにとどまらず、当事者主知的訴訟構造における事実認定は当事者の主張・立証と対応しなければならないとする当事者主義的構成という規範的モデルを提

示した。

さらに、この当事者主義的構成が内容的正当性のある事実認定と結び付くことを基礎理論上明らかにするため、刑事訴訟における事実観の問題を検討した。すなわち、従来、多くの刑事事実認定論・刑事訴訟法理論は、刑事手続とは無関係に存在する、窮極的に認識不可能である絶対的真実と、これを規準として相対的とみなされる訴訟的事実とを想定する二項対立的事実観を前提としており、この見地からは、裁判官が可能な限り絶対的真実に近い事実認定を行うためには、当事者の主張・立証に拘束されず心証形成を行う必要が生じる。しかし証拠裁判主義に基づく訴訟において、証拠によって裏付けられる訴訟的事実以外の「真実」に存在資格を与えるべきでない。またこの「真実」は不可知で裏付けることができないので、「真実」を目指して形成された心証もまた合理的に説明され得ず、事実認定はブラックボックス化し、その内容的正当性を検証できない。故にこの事実観に替わり、絶対的真実を観念せず、訴訟で認識可能な範疇にある訴訟的事実の正否を問題とするべきだという規範的・構成的事実観が採られるべきである。この事実観の下では、誤判とは痕跡・原料群からの一連のコンストラクションの歪みによる誤った訴訟的事実の認定であって、絶対的真実と訴訟的事実との不一致ではないから、誤判の防止・救済は訴訟制度の枠組みの中で実現されるべきことになる。

以上の基礎理論を踏まえ、本研究は、内容的正当性を持つ事実認定が行われるための具体的条件を洗い出すことを目指すものである。その作業にあたっては、実務の運用状況や新たな制度的状況をも視野に入れる。とりわけ有罪認定に必要な要証事実を抽出・認定すると同時に不要な事実を除外するという手法は公判前整理手続での争点整理や裁判員裁判にも有用であるとの主張が近時展開されているところ、このような要証事実の有罪認定を最終的に担う裁判所の観点から選びとられるものであるが、他方でそれが当事者の主張・立証や証拠の成り立ちといかなる関係にあるのかが問題となる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、実務の運用状況や裁判員裁判・公判前整理手続という新たな制度的状況を踏まえつつ、要証事実の意義を実証的かつ理論的に検討することにより、訴訟制度の枠組みの中で内容的正当性のある事実認定を確保するための具体的条件を洗い出すことである。

## 3. 研究の方法

第一に、刑事事実認定における要証事実の

現実的意義を具体的事件の検討を通して解明する。とりわけ間接事実と補助事実は当該事件と無関係にその内容が予め決まっていけないので、かかるケース研究は不可欠である。検討素材としては、公判前整理手続が実施されたケースとそうでないケース、また裁判員裁判が実施されたケースと従来の職業裁判官による事実認定が行われたケースを取り上げる。

第二に、第一の現状分析を踏まえ、刑事事実認定における要証事実の理論的意義を明らかにする。具体的には、①挙証責任（「疑わしきは被告人の利益に」の原則）ならびに証明の程度と要証事実との関係——とりわけ間接事実と補助事実——如何、②厳格な証明と要証事実との関係如何、③「被告人に利益な事実」（例えばアリバイ）と①②との関係如何、④被告人の応訴負担と要証事実の主張・立証との関係如何について検討する。

第三に、公判前整理手続・裁判員裁判における要証事実の理論的意義について、上記第一、第二の作業を基礎としながら検討する。

## 4. 研究成果

要証事実としての間接事実（補助事実も同様）は、当該事件の主要事実との関係で、その内容が具体的に定まる。その際、当該間接事実は主要事実を直接推認させる第一次間接事実か、それとも直接的には第一次間接事実を推認させ、この事実を媒介にして主要事実を間接的に推認させる第二次間接事実かといった、間接事実のレベルを明確にすることが重要である。なお当該事実が第一次間接事実か否かは「主要事実を直接推認させる（当該事実と主要事実との間に介在する事実は無い）」か否かという基準によって決せられるのであるから、実際の有罪立証ないし判決における位置付けとは異なることがある。つまり実際の有罪立証ないし判決において、当該事実は恰も第一次間接事実であるかの如く位置付けられているものの、真正の第一次間接事実ではなく、本来は第二次以下の間接事実にすぎない場合がありうることに注意しなければならない。

そもそもこのような間接事実のレベルは、従来、間接事実の分類方法の一つとして指摘されてきた。この分類方法は、間接事実それ自体の推認力＝絶対的価値を直接的に明らかにするものではなく、互いに上位・下位の関係にある間接事実同士の比較によるレベルに関する点で、いわば間接事実の相対的価値を見出すものである。つまり間接事実のレベル＝相対的価値は、間接事実の推認力＝絶対的価値をそのまま反映するものではない。それ故か、これを単なる分類に止めず、推認力のあり方に活かすことについては、あまり議論されてこなかった。

しかし第一に、間接事実のレベルを解明する作業は、推認の過程をより分析的・客観的にして、推認の飛躍による誤った有罪を防止し得るというメリットがある。具体的には、間接事実と主要事実とを媒介する間接事実の有無・内容、推認の段階の数、そして間接事実のレベルを言語的に表現することによって、当該間接事実が第一次間接事実よりも下位の間接事実であることが判明する場合がある。この場合に、かかる下位の間接事実から、必要な推認の過程を経た結果、第一次間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されて初めて、主要事実に対するその推認力を考慮することができる。逆に、かかる下位の間接事実に止まる限り、主要事実に対するその推認力を考慮する余地はなく、故に主要事実の認定に些かも寄与しないことが確認されるべきである。何故なら、第一次間接事実が推認されない、言い換えると第一次間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されないのに、より下位の間接事実の推認力が考慮されるならば、それは推認の飛躍であると同時に、多くの学説・裁判実務家が唱えてきたところの「間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されなければならない」ことに反するもので、誤った有罪の危険があるといわねばならないからである。以上の意味において、間接事実のレベルは、間接事実からの推認を規制する論理として、正面から位置付けられるべきである。

また第二に、間接事実のレベルを解明する作業は、水掛け論に陥らず、共通認識を確立し易いというメリットがある。すなわち間接事実と主要事実との間に介在する間接事実が、それが言語的に表現できる限り、直ちにその存在を認識し得るという意味で、客観化が可能である。そしてこの作業により、当該間接事実と主要事実とを媒介する間接事実の有無・内容、推認の段階の数、ひいては当該間接事実のレベルを明らかにすることができる。

なお訴訟の営みとの関係で、これを明らかにする任務は、第一次的には挙証責任を有する検察官に課されるべきであるところ、実際には限界がある。何故なら、間接事実のレベルは推認力の程度を直接的に示す訳ではないとしても、より下位の間接事実になればなる程、すなわち推認の段階が多くなればなる程、実質的には誤謬が介入する機会が増えて推認力も弱まり、手続的には推認の各段階毎に推認の不当性が争われ得るからである。従って、検察官が主張する間接事実と主要事実との間に介在する推認の段階をあぶり出し、当該間接事実のレベルを正しく位置付けるという作業が、反対当事者である被告人には期待されるし、また無辜の不処罰を確保すべき裁判所には義務付けられよう。

いわゆる総合評価もまた、この間接事実のレベルに連動するものとして捉え直す必要がある。結論から言えば、総合評価は要証事実——主要事実ならびに間接事実——毎に区別されなければならないということである。実際の事実認定において、主要事実が複数の間接事実による総合評価によって認定されるのが一般的であるが、この主要事実を認定するための総合評価に、第一次間接事実よりも下位の間接事実が、恰も第一次間接事実であるかの如く混在されることがある。しかし間接事実のレベルの明確化に伴い、要証事実を認定するための総合評価は、当該事実より一つ下位の間接事実によって構成されなければならないことになる。従って主要事実を認定するための総合評価は、もっぱら第一次間接事実によって構成されなければならない。そうであるのに、この総合評価に第二次以下の間接事実が混在しているならば、第一次間接事実の立証が省かれている点で、推認の飛躍であると同時に、「間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されなければならない」ことに反するから許されない。

裁判実務家の中には、間接証拠から直接証明される間接事実と主要事実との間に存在する「中間項」ないし「中間命題」の発見や、「中間項」ないし「中間命題」の推認の可否が重要であることを説く者もいる。つまり、これらの論者は間接事実のレベルを意識するものであって、「中間項」ないし「中間命題」が推認できないのに、これよりも下位のレベルにある間接事実（すなわち第一次間接事実よりも下位の間接事実）を、いきなり主要事実を認定するための総合評価に参加させることはしない。

もともと、従来の裁判実務における有力な流れは、むしろ間接事実のレベルという問題意識が稀薄であったように見える。つまり、第一次間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されない場合であっても、これを切り捨てることなく、主要事実を認定するための総合評価に参加させることが前提とされてきた。近年の裁判例でいえば、いわゆる大阪母子殺人事件に係る大阪地判平成17年8月3日はその典型例であり、その手法は裁判実務家によって支持されてきた。

しかしこの大阪地判を、原判決とともに破棄した最三小判平成22年4月27日は、むしろ間接事実のレベルを意識して、第一次間接事実よりも下位の間接事実については、そもそも主要事実を認定するための総合評価に参加させることなく一蹴している。また仁保事件に係る最二小判昭和45年7月31日や長坂町放火事件に係る最一小判昭和48年12月13日といった従来の最高裁判例も含めて検討してみると、最高裁判例を貫く情況証拠論があぶり出されてくる。すなわ

ち、間接事実（自白の信用性を裏付ける補助事実も同様）は自らが総合評価に参加する前に合理的疑いを容れない程に証明されなければならず、とりわけ情況証拠しかない事案においては、第一次間接事実として証明されなければ主要事実を認定するための総合評価に参加することはできないという理論である。これは、本研究によって解明された情況証拠論と方向性を同じくする。このことは、本研究の成果が、裁判実務においても通用しうることを意味しよう。

本研究は、従来は間接事実の分類方法としてしか考えられてこなかった間接事実のレベルを、間接事実からの推認を規制する論理として位置付けた点において、新たな理論的展開を生じさせると同時に、裁判実務における通用可能性をも持つ点で、学界に一石を投ずるものである。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計8件）

- ① 豊崎七絵、最高裁判例に観る情況証拠論——情況証拠による刑事事実認定論（3）、法政研究、査読無、78巻3号、2011、709-739
- ② 豊崎七絵、情況証拠による犯人性の証明ができないとされた事案——鹿児島老夫婦殺人事件（鹿児島地判平 22・12・10）、法学セミナー、査読無、679号、2011、122
- ③ 豊崎七絵、布川事件——供述証拠にどう向き合うか、法学セミナー、査読無、669号、2010、10-13
- ④ 豊崎七絵、情況証拠と探証法則（最三小判平成 22.4.27）、法学セミナー、査読無、667号、2010、124
- ⑤ 豊崎七絵、間接事実の証明と総合評価——情況証拠による刑事事実認定論（1）、法政研究、査読無、76巻4号、2010、667-694
- ⑥ 豊崎七絵、刑訴法 435 条 6 号の事由があったとした再審開始決定が維持された事例（布川事件第 2 次再審請求抗告審決定）、法学セミナー増刊・速報判例解説、査読無、vol.5、2009、217-220
- ⑦ 豊崎七絵、状況証拠による事実認定——和歌山カレー事件上告審判決（最三小判平 21・4・21）、法学セミナー、査読無、655号、2009、124
- ⑧ 豊崎七絵、再審・布川事件——即時抗告審決定の意義、法学セミナー、査読無、648号、2008、4-5

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計3件）

- ① 豊崎七絵、他、日本評論社、村井敏邦先生

古稀記念論文集・人権の刑事法学、2011、697-719

② 豊崎七絵、他、法律文化社、ベーシックマスター刑事訴訟法、2009、255-283

③ 豊崎七絵、他、信山社、ブリッジブック法学入門、2009、166-181

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

豊崎 七絵 (TOYOSAKI NANAE)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：50282091

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し

